

○国立大学法人埼玉大学教育学部附属こどもの育ち応援 センター規程

〔令和6年3月28日〕
規則第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第11条第2項の規定に基づき、教育学部附属こどもの育ち応援センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、乳幼児教育及び幼稚園教育の基本理念に基づき、学内外の関係諸機関との連携のもとに、乳幼児の育ちに関わる保護者及び保育・教育者に対する情報提供及び相談支援を行い、乳幼児のウェルビーイングの保障に寄与することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 情報提供部門
- (2) 相談支援部門

(業務)

第4条 センターは、前条に定める部門相互の連携により、次に掲げる業務を行う。

- (1) 乳幼児及び保護者を対象とした子育てに関する情報の提供、相談及び支援
- (2) 保育職及び教職の教員等を対象とした情報提供及び研修
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(教職員)

第5条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任教員
- (4) 専門相談員
- (5) その他の職員

(センター長)

第6条 センター長は、教育学部附属幼稚園長をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

(副センター長)

第7条 副センター長は、教育学部附属幼稚園副園長をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

(兼任教員)

第8条 兼任教員は、教育学部の担当を命ぜられた教員及び教育学部附属幼稚園に勤務する教員のうちから、センター長の推薦に基づき、教育学部長が任命する。

2 兼任教員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(専門相談員)

第9条 専門相談員は、第3条第2項に定める相談支援部門に所属し、兼任教員と共同して業務を行うものとし、学長が任命する。

(運営委員会)

第10条 センターに運営委員会を置き、センターにかかわる次に掲げる事項について協議及び報告を行う。

(1) 運営の基本方針に関すること。

(2) 人事に関すること。

(3) 予算・決算に関すること。

(4) 事業に関すること。

(5) その他の重要事項

第11条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの兼任教員

第12条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センターの事務は、学務部教育学部支援室において処理する。

(雑則)

第14条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て学部長が行うものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、教育学部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。